



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷兼発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	1
告示	放置自転車の移動・保管に関する告示	建設局西建設事務所	2
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 塩屋舞子線)	建設局道路管理課	4
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 塩屋舞子線、舞子山手線)	建設局道路管理課	5
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道 井吹台西町111号線)	建設局道路管理課	6
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(南落合1丁目自治会)	地域協働局地域活性課	7
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	8
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	9
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	11
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	12
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	13
告示	生活保護法等による指定施術者の指定の辞退	福祉局くらし支援課	14
公告	神戸市市民公園条例による市民の木等の指定取消し	建設局公園部魅力創造課	15
交通局	企業職員の職務分類の基準に関する規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	16

神戸市告示第248号

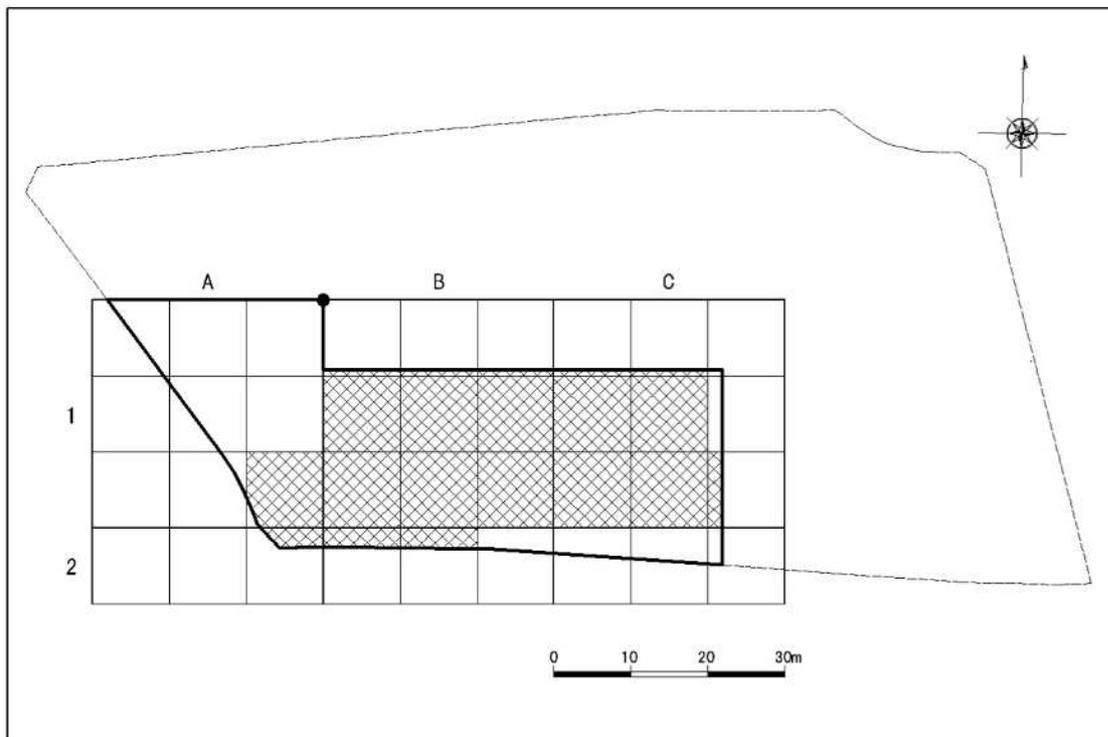
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和6年8月2日

神戸市長 久元喜造

- 1 指定する区域  
東灘区西岡本6丁目71番の一部  
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称  
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図



<凡例>

-  事業所敷地
-  形質変更範囲
-  起点
-  形質変更時要届出区域

<起点>

起点は神戸市東灘区西岡本6丁目71番の最北端より南に26.85m、西に65.73m移動した位置とする。

<格子の回転角度>

88° 23' 33"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10 m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

神戸市告示第261号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月13日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

（ア）火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ）土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ）条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 2 台	令和6年7月9日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 4 台	令和6年7月23日	
	西神南駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 2 台	令和6年7月23日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 7 台	令和6年7月23日	
		自転車 6 台	令和6年7月26日	
		原付 1 台	令和6年7月26日	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話 795-4618	学園都市駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 2 台	令和6年7月16日	
	学園都市駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 1 台	令和6年7月16日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内長期放置	自転車 3 台	令和6年7月16日	

神戸市告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年8月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年8月27日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	塩屋舞子線	神戸市垂水区星陵台7丁目1064番1899地先から 神戸市垂水区北舞子3丁目1064番2476地先まで	91.00	最大 15.80 最小 15.50

神戸市告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年8月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年8月27日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	塩屋舞子線	神戸市垂水区星陵台4丁目 1064番2179地先から	新	456.40	最大 21.00 最小 14.10
		神戸市垂水区星陵台7丁目 1064番1899地先まで	旧	456.40	最大 9.00 最小 7.60
	舞子山手線	神戸市垂水区舞子陵1064番 5地先から	新	242.40	最大 48.00 最小 17.50
		神戸市垂水区舞子陵1064番 5地先まで	旧	242.40	最大 20.00 最小 6.10
	舞子山手線	神戸市垂水区星陵台4丁目 1064番2179地先から	新	40.80	最大 18.50 最小 12.40
		神戸市垂水区星陵台4丁目 1064番391地先まで	旧	40.80	最大 11.00 最小 10.20

神戸市告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年8月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年8月27日まで一般の縦覧に供する。

令和6年8月13日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	井吹台西町 111号線	神戸市西区井吹台西町7丁目1番 地先から 神戸市西区井吹台西町7丁目19番 地先まで	463.00	最大 6.90 最小 6.40

神戸市告示第265号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月13日

神戸市長 久元 喜造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

南落合1丁目自治会

(2) 主たる事務所

神戸市須磨区南落合1丁目11番1号

(3) 代表者の氏名

青野 眞理子

(4) 代表者の住所

神戸市須磨区南落合1丁目3番15号

2 変更があった事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「直田 貴」を「青野 眞理子」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市須磨区南落合1丁目9番11号」を「神戸市須磨区南落合1丁目3番15号」に改める。

3 変更の年月日

令和6年4月7日

# 令和6年8月13日 神戸市公報第3872号

神戸市告示第266号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月13日

神戸市長 久元喜造

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団恵明会 林眼科医院	神戸市中央区二宮町3丁目11番9号	令和6年7月1日
原田医院	神戸市東灘区御影郡家2丁目19番14号	令和6年6月25日
あおい心の診療所	神戸市東灘区岡本2丁目4番15号	令和6年7月1日
アオイ訪問看護ステーション	神戸市垂水区狩口台6丁目7番	令和6年7月1日
さくらの森訪問看護ステーション	神戸市兵庫区中道通1丁目4番10号	令和6年8月1日
訪問看護 link	神戸市中央区坂口通5丁目2番3号	令和6年7月1日
むらかみ内科クリニック	神戸市灘区八幡町2丁目8番7号	令和6年7月1日
ささえ在宅クリニック	神戸市垂水区舞子台8丁目6番3号	令和6年8月1日
せいりき薬局 病院前店	神戸市垂水区星陵台5丁目11番7号	令和6年8月1日
せいりき薬局 南多聞台店	神戸市垂水区南多聞台5丁目7番5号	令和6年8月1日
しんデンタルクリニック	神戸市北区谷上東町12番20号	令和6年8月1日
REDLINE CLINIC	神戸市中央区三宮町1丁目2番4号	令和6年8月1日
home 看護ステーション ハイ・にこ・ポン	神戸市北区有野町有野字宮の下927番1号	令和6年8月1日
スナメリ訪問看護ステーション神戸	神戸市灘区山田町3丁目1番15号	令和6年8月1日

# 令和6年8月13日 神戸市公報第3872号

神戸市告示第267号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月13日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
高塚クリニック	神戸市灘区八幡町2丁目8番7号	令和6年6月30日
いしだ眼科クリニック	神戸市東灘区御影中町1丁目16番20号	令和6年7月11日
大澤歯科医院	神戸市北区鈴蘭台東町2丁目6番12号	令和6年6月30日
西村歯科診療所	神戸市須磨区竜が台7丁目1番2号	令和6年6月28日
オレンジ薬局 神戸石井町店	神戸市兵庫区石井町8丁目3番16号	令和6年5月31日
林眼科医院	神戸市中央区中山手通1丁目23番10号	令和6年6月30日
原田医院	神戸市東灘区御影郡家2丁目19番14号	令和6年6月24日
まつい心療クリニック	神戸市東灘区岡本2丁目4番15号	令和6年6月30日

神戸市告示第268号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和6年8月13日

神戸市長 久元喜造

1 病院，診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人社団川口レディースクリニック	神戸市灘区岩屋北町7丁目1番30号	令和6年6月30日

神戸市告示第269号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月13日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
白國 慶樹（芦屋 楓鍼灸院）	白國 慶樹	兵庫県芦屋市精道町2番4号	令和6年7月23 日

2. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
宮井 颯大（たけ だ整骨院 桃山台 院）	宮井 颯大	神戸市垂水区桃山台2丁目1番1 号	令和6年7月1 日
村上 了介（ぴー す整体整骨院）	村上 了介	神戸市西区井吹台東町1号	令和6年7月17 日

令和6年8月13日 神戸市公報第3872号

神戸市告示第270号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月13日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
介護ショップひまわり西神戸店	(新)神戸市西区伊川谷町前開763番地3  (旧)神戸市西区大津和3丁目6番8号	株式会社ひまわり	神戸市西区伊川谷町前開763番地3	令和5年11月1日	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
(新)NAC六甲ケアプランセンター  (旧)愛ケアサポートケアプランセンター	(新)神戸市灘区八幡町4丁目8番24号  (旧)神戸市灘区高德町6丁目3番10号	NACケアサポート株式会社	神戸市灘区八幡町4丁目8番24号	令和6年5月1日	居宅介護支援（ケアプラン作成）
(新)NAC六甲デイサービス  (旧)愛ケアサポートデイサービスセンター	(新)神戸市灘区八幡町4丁目8番24号  (旧)神戸市灘区高德町6丁目3番10号	NACケアサポート株式会社	神戸市灘区八幡町4丁目8番24号	令和6年5月1日	通所介護 介護予防通所介護 通所型サービス（独自）

神戸市告示第271号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
谷垣 裕貴（たけだ整骨院 桃山台院）	谷垣 裕貴	神戸市垂水区桃山台2丁目1番1号	令和6年4月30日

神戸市告示第272号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条4項の指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年8月13日

神戸市長 久元喜造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	辞退年月日
坂口 裕二（坂口はり灸院）	坂口 裕二	神戸市垂水区塩屋町9丁目18番1号	令和6年5月25日

神戸市公告

神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第27条第2項の規定により、次のとおり市民の木の指定を取り消したので、同条3項の規定により公告します。

令和6年8月13日

神戸市長 久 元 喜 造

1 市民の木の指定を取り消した樹木

指定番号	所在地	樹種
33	神戸市灘区青谷町4丁目4番5号	クスノキ 1本

2 指定の取消しの年月日

令和6年7月31日

企業職員の職務分類の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年8月13日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第7号

企業職員の職務分類の基準に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

企業職員の職務分類の基準に関する規程（昭和41年交規程第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第2 現業職給料表級別標準職務表	別表第2 現業職給料表級別標準職務表
1 級	1 級
1 [略]	1 [略]
<u>2 定型的な業務を行う職務</u>	2 職務の内容、責任等からみて、前
<u>3 職務の内容、責任等からみて、前各号と同程度と認められる職務</u>	各号と同程度と認められる職務
2 級～5 級 [略]	2 級～5 級 [略]

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。